

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和8年度石西礁湖サンゴ群集修復工事
2. 工事場所：沖縄県八重山郡竹富町石西礁湖一円及び石垣市崎枝湾
3. 工 期：令和9年2月26日まで
4. 工事内容：準備工 1式
種苗生産工 1式
種苗育成工 1式
(詳細は別紙による)

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 自然公園等工事共通仕様書（環境省）
- (6) 自然公園等工事施工管理基準（環境省）
- (7) 自然公園等工事監理指針（環境省）
- (8) 自然公園等整備工事提出書類様式集（環境省）
- (9) 港湾工事共通仕様書（国土交通省 港湾局）
- (10) 港湾工事品質管理基準（国土交通省 港湾局）
- (11) 港湾工事出来形管理基準（国土交通省 港湾局）
- (12) 港湾工事写真管理基準（国土交通省 港湾局）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 ー西表石垣国立公園ー海域公園地区、普通地域
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域

- (4) 文化財保護法による史跡名称天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは (A1、A3) とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は (必要、不要) とする。
- (3) 工事写真は、(A4 版、 版) の工事写真帳に整理して 1 部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法) に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載 (毎年 2 月改正)) において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績 (設備及び公共工事) について、当該年度の調達実績集計表 (物品・役務及び公共工事) を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①各種積算の取組 : | <input type="checkbox"/> ②積算補正 : |
| <input type="checkbox"/> ③調査対象工事 : | <input type="checkbox"/> ④余裕工期の設定 : |

(2) 工程関係

- ①影響を受ける他の工事

a. 工事名・発注者 :	b. 制約内容 :
--------------	-----------
- ②自然的・社会的条件による制約

a. 要因 :	b. 制約内容 :
---------	-----------
- ③関連機関との協議による制約

a1. 関連機関 : 八重山土木事務所
b1. 制約内容 : 公共用財産使用許可申請
- ④占用物件 (地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設

a. 物件内容 :	b. 物件管理者 :
c. 事前調査・移設の期間 :	
- ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

a. 対象工種 :	b. 場所 :
c. 日数 :	d. 内容 :

(3) 用地関係

- ①用地の取得未了
 - a. 場所・範囲：
 - b. 取得見込み時期：
 - c. 期日までに用地取得できない場合の対応：
- ②保安林解除や用地規制等
 - a. 場所・範囲：
 - b. 解決見込み時期：
 - c. 当面の対応：
- ③官民境界の未確定部分
 - a. 場所・範囲：
 - b. 協議状況、確定見込み：
- ④用地の借地及び官有地等の使用
 - a. 場所・範囲：
 - b. 期間：
 - c. 復旧条件：

(4) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a. 要因：
 - b. 対象箇所：
 - c. 制約内容：
- ②公害防止のための制限
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ③水替、流入防止施設
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ④濁水、湧水等の特別処理
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 処理方法：
- ⑤事業損失懸念
 - a. 懸念事項：
 - b. 事前・事後調査の有無：
 - c. 調査箇所：
 - d. 調査方法：

(5) 安全対策関係

- ①交通安全施設等の指定
 - a. 規制内容：
 - b. 規制箇所：
 - c. 規制期間：
- ②交通誘導警備員の配置
 - a. 対象要因：
 - b. 対象箇所：
 - c. 対象期間：
 - d. その他
- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a. 対象施設・管理者：
 - b. 対象箇所：
 - c. 施工条件：
 - d. その他（協議状況他）：
- ④防護施設等

- a. 必要な防護施設：
 - b. 危険要因：
 - c. 対策内容：
 - d. 対象工種：
 - e. 対象期間：
 - f. その他：
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 対象期間：
 - d. 対象要因：
 - e. その他
- ⑥発破作業等の制限
 - a. 制限内容
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
 - a. 対策内容：高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）に基づく潜水業務の管理
- ⑧高所作業の対策
 - a. 対策内容
- ⑨砂防工事の安全確保対策
 - a. 対策内容
- (6) 工事用道路関係
 - ①一般道路の搬入路使用
 - a. 経路：
 - b. 制限内容：
 - c. 占用する際の関係機関協議：
 - d. その他：
 - ②仮道路の設置
 - a. 区間：
 - b. 構造等の指定：
 - c. 必要な維持補修内容：
 - d. その他：
 - ③工事用道路の使用制限
 - a. 対象区間：
 - b. 対象期間・時間
 - c. 制限内容：
 - d. その他
- (7) 仮設備関係
 - ①他の工事に引き継ぐ場合
 - a. 仮設備の名称：
 - b. 引継ぎ先の受注者
 - c. 撤去・損料などの条件：
 - d. 維持管理条件
 - e. 引き渡し等の時期：
 - f. その他
 - ②引き継いで使用する場合
 - a. 内容：
 - b. 時期：
 - c. 条件：
 - d. その他：
 - ③構造及び施工方法の指定
 - a. 対象物：
 - b. 存置期間：
 - c. 規模・企画・数量等：
 - d. 施工方法：
 - e. その他：
 - ④設計条件の指定
 - a. 対象物：
 - b. 設計条件：

コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

- a. 搬出箇所・距離：
- b. 受入地名：
- c. 受入条件：
- d. その他：

⑥建設発生土の他工事への搬出

- a. 搬出箇所・距離：
- b. 受入地名：
- c. 受入条件：
- d. その他：

⑦他工事からの建設発生土利用

- a. 他工事情報：
- b. 受入条件：
- c. 受入時期：
- d. その他：

⑧土壌汚染対策法の届出

- a. 対象の有無：
- b. 場所・範囲・面積：
- c. 該当工種：
- d. 発生量：
- e. その他：

(9) 工事支障物件関係

①占用物件等の工事支障物件

- a. 物件名：
- b. 物件管理者（連絡先等）：
- c. 物件位置：
- d. 物件管理者との協議状況：
- e. 移設時期：
- f. その他：

(10) 薬液注入関係

①薬液注入

- a. 工法条件：
- b. 注入管理：
- c. 産業廃棄物が発生した場合の処分方法：
- d. 地下埋設物がある場合の防護方法：
- e. 周辺環境影響調査：

(11) イメージアップ経費

①率計上内容

- a. 仮設備関係
 - 揚水・電力等の供給設備、 緑化・花壇、 ライトアップ施設
 - 見学路及び椅子の設置、 昇降設備の充実、 環境負荷の低減

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
 - ①重ね継手：部位（ ）、径（ ）
 - ②ガス圧接：部位（ ）、径（ ）
 - ③ ：部位（ ）、径（ ）
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
(超音波試験、引張試験)
- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ	適用箇所

- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ	適用箇所

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	
フライアッシュセメント	

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
(JIS マーク表示品以外全て、)
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。
- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
 - ①薬剤指定：有（ ）、無（条件： ）
 - ②性能区分： JAS： 、 AQ：
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。

- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
（ 人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
 - a. 荷積み地予定地：図示、
 - b. 荷積み地の整備：要（コンクリートパネル設置、 ）、不要
 - c. 荷卸し地の整備：要（ジャンプ台設置、伐倒・刈払い）、不要
 - d. 夜間繫留ヘリポート：有（図示、 ）、無
 - e. 運搬距離：片道水平距離： (m)
積み卸し地点間の標高差： (m)
 - f. 運搬資材：コンクリート・骨材等のバケット詰資材、鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。

①防腐処理：□有・□無

②防腐処理方法：

- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：

10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。①舗装種類：

- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。

①施設種類：